

大分市自治基本条例検討委員会  
第1回（仮称）市民参加・協働部会

平成21年11月17日（火）14時から  
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

- 1．開会
- 2．部会長・副部会長の選出
- 3．部会長・副部会長あいさつ
- 4．議 事
  - （1）部会名称について
  - （2）検討・まとめ
  - （3）その他

## 市民参加・協働等に関する項目

### 1. 市政への住民参画

#### ニセコ町まちづくり基本条例

( 審議会等への参加 )

第 31 条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

( 計画過程等への参加 )

第 36 条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

#### 札幌市自治基本条例

( 市政への市民参加の推進 )

第 21 条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 実施の時期が適切であること。
- (2) 効果的かつ効率的な方法によること。
- (3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。
- (4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関その他これに類するものについて、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるように努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備する

## 市民参加・協働等に関する項目

ものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

### 上越市自治基本条例

(審議会等)

第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手續について透明性を確保するよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。  
(市民参画)

第33条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

### 由布市住民自治基本条例

(計画等への市民参画)

第22条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定、変更及び実施にあたっては、説明会の開催、アンケートの実施及び審議会の設置等の方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない。

2 市は、委員会や審議会等の附属機関の委員を任命しようとするときは、公募により選出された委員を加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により委員の構成が定められている場合、公募に適さない場合又はその他正当な理由がある場合はこの限りでない。

3 前項の公募及び選考について必要な事項は、市長が適切に定める。

## 2. 審議会等の公開について

### ニセコ町まちづくり基本条例

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

(2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度

## 市民参加・協働等に関する項目

<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
( 審議会等 ) 第 2 1 条 4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
なし
<b>3 . 住民の意思の表明 ( パブリックコメント )</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
なし
<b>上越市自治基本条例</b>
( パブリックコメント ) 第 2 2 条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。 2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 3 第 1 項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
( パブリックコメント ) 第 2 3 条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃並びに計画の策定及び変更にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない。 2 市は、前項の規定により提出された意見を検討し、反映に努めるとともに、その結果を公表するものとする。
<b>4 . 住民投票</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
( 町民投票の実施 ) 第 4 8 条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 ( 町民投票の条例化 ) 第 4 9 条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

## 市民参加・協働等に関する項目

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

### 札幌市自治基本条例

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

### 上越市自治基本条例

(市民投票)

第38条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。

2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。

4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。

7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。

8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。

10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

### 由布市住民自治基本条例

(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の同意を得て住民投票を実施することができる。

**5 . 情報共有・説明責任**

**ニセコ町まちづくり基本条例**

( 意思決定の明確化 )

第 6 条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

( 情報共有のための制度 )

第 7 条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度

( 情報の収集及び管理 )

第 8 条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

**札幌市自治基本条例**

( 情報提供 )

第 2 6 条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

**上越市自治基本条例**

( 情報共有及び説明責任 )

第 1 8 条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。

**由布市住民自治基本条例**

( 情報共有の推進 )

第 1 4 条 市は、市政に関する情報の積極的な公開及び提供並びにまちづくりに関する情報の収集及び活用に努めなければならない。

2 市は、市政に関する情報の公開及び提供にあたり、市民等にわかりやすくするよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民等の理解が得られるよう努めなければならない。

## 市民参加・協働等に関する項目

<b>6. 協働の推進</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
(市民によるまちづくり活動の促進) 第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。 この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。 2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。
<b>上越市自治基本条例</b>
(協働) 第34条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。
<b>由布市住民自治基本条例</b>
(協働のまちづくり) 第24条 市民等は、まちづくりの担い手としてコミュニティの役割を認識し、次の活動に主体的に取り組み、市及び議会との協働に努めるものとする。 (1) 相互扶助に関すること。 (2) 生活環境の維持、改善に関すること。 (3) 安全な地域社会の形成に関すること。 (4) 地域資源の保護、伝承に関すること。 (5) その他、地域づくり活動に関すること。
<b>7. 都市内分権等</b>
<b>ニセコ町まちづくり基本条例</b>
なし
<b>札幌市自治基本条例</b>
(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり) 第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。 2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

## 市民参加・協働等に関する項目

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

### 上越市自治基本条例

(都市内分権)

第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

(地域自治区)

第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。

3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

### 由布市住民自治基本条例

なし